

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 6月号 (No.199)

2020年6月30日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇役員リレーエッセイ

男と料理

このテーマ、そもそも“男”というところからして変である。「男女共同参画」をもちだすまでもなく、料理に男も女もない。なのに、わざわざ“男”をつけて、しかも、「の」ではなく「と」ときている。つまり、男がする料理のことではなく、男と料理の関係性がテーマであることを主張したいのである。

などと、エッセイっぽく始めてはみたが、「『おばあちゃんのおかず』はどうなるの」、というベタな突っ込みの返答にさっそく窮することになる。ここはひとつ、「私の料理」くらいにテーマを変えさせてもらうことにする。

我が家の家事分担はいたってスッキリ。やりたい方がそれをやる。ただ、それだけである。もうお分かりかと思うが、我が家では二人になった今でも私が料理をする。保育園の運動会の弁当も私がつくった。少しばかりストイックのきらいはあるが、今も朝飯、晩飯、そして、お昼の弁当は、私がつくる。

私に直腸がんが見つかったのは11年前のことである。正確には、大腸カメラの最中にモニターで私が見つけた、のである。5～6cmの大きなおでき（医者はその言った）だったが、意外と冷静に受け止めた。そして、その日は私の二回目の料理記念日となった。身体を傷つけない料理への転換記念日である。一回目は、クモ膜下出血で倒れた母の介護のために大学を休んで実家に戻り、3人分の料理を1年半ほどつくったときだ。トースターでパンを焼くくらいだった私が“料理

人”になった記念日である。二回目の記念日から11年たった今も、保育園時代に教わった「だしと素材を活かした薄味の料理」に変わりはないが、“小洒落た”一品もたまにはつくってみたりする。写真はその一つ。イワシとミニトマトとパルミジャーノチーズに塩・胡椒、それとオリーブオイルといたってシンプル。パルミジャーノチーズはどっとお腹に詰め込む。ついでに、下処理の写真も。



指で骨を取り、塩をふって水気をとる



180度のオーブンで20分ほどでできあがり

ところで、37歳になる長男の好きな料理は、いまだに「高野豆腐」だそうだ。もちろん、薄味。

忙中閑あり

社会福祉法人紅葉会 原田秀一

経営懇 2020 年度総会

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、一堂に会する形での総会の開催を中止しました。そこで、議案書をお読みいただいた感想やご意見を受けて、それらもまとめて再度みなさんにお伝えすることで、総会にかえることといたします。

すでにお送りしている議案書をお読みいただき、ご意見等を FAX、またはメールにてお寄せくださいますよう、お願いいたします。ご不明な点等ありましたら、お近くの役員の方か、事務局までご連絡ください。

●経営懇総会にあたって

会長 石川幸枝

全国経営懇のみなさんこんにちは！お元気ですか！

コロナウイルスにもめげず、お元気で保育園運営に励まれておられることと思います。感染拡大の拡がりの中、マスクや消毒液、ペーパータオルの確保が難しく、どのようにして子どもや職員を感染から守るのか？戸惑い、悩み大変な毎日をお過ごしだったことと思います。

其々の保育園では、行事や日頃の保育の見直しなどされながら保育をされておられると思います。第 2 波、第 3 波に備えた対策も今から必要ですね。

4 月の「緊急事態宣言」発令の中、保育園は休園にはせず、保護者の登園自粛の協力でようやく「3つの密」が回避できる状況でした。

今、緊急事態も解かれましたが「新しい生活様式」「3つの密は避けましょう！！」と言われます。小学校の少人数に分けての授業の工夫など紹介されていますが、それでは保育園はどうしたら

よいのでしょうか。定員を超えて子どもを受け入れ3密状態のそのものが保育園の実態です。どのようにして保育をするのが望ましいのか？政府に問うてみたいものです。

例年6月は、学習とセットで総会を開催して、経営懇の活動の進め方や国や自治体への要望など、ご協議いただく予定でした。今年もその予定でした。

しかし、2 月末には「全国一斉休校」、4 月には「緊急事態宣言」が発令されて、全国民がコロナ感染問題に真正面から向かわざるを得ない状況となってしまう、一堂に会する総会の開催は困難と判断しました。

今年度は、総会議案書を送付させていただき、活動方針や会計報告、役員の選出についてご意見を頂く形ですすめさせていただきたいと思えます。

コロナ対策の中で、はっきりしてきたことがあります。

- 「保育は、国民の安全な生活の維持のため、なくてはならない存在」であったことがはっきりしたことです。
- 児童福祉法 24 条 1 項のおかげで、保育が縮小されて行われても委託費は満額入るので、安心して、保育事業を行うことができる。これは他の社会福祉事業とは違う点です。みんなですった児童福祉法 24 条 1 項の持つ意味の深さを改めて確認できたと思います。
- 保育園の「施設基準」も「職員配置基準」も低すぎて、工夫するにも限界がありすぎて「コロナ対策としては安全な場所ではない」ことがはっきりしたことです。

保育園の施設基準、配置基準の大幅な引き上げについて、みなさんと一緒に力を合わせて国に強く求めていきたいと思えます。

国をめぐる情勢は、大きく揺らぎ動いています。5月の国会では、社会福祉法の一部改正が採決されました。これらの情報など共有したい。コロナの学習や様々な学びを深めるセミナーを何らかの形で実現していきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

コロナの収束の後の日本や日本の保育制度の姿・在り方についても考えていきたいとものです。みなさん！どうぞお元気でお過ごしください。

最後に、この後みなさんは議案書をお読みになってご意見ご質問など積極的に事務局まで上げてください。みなさんのご意見を踏まえて、事務

局長からの総会議案のまとめを発信させていただく予定です。よろしくお願いいたします。

*下記のQRコードから動画もご覧ください。

<https://youtu.be/bAV9IHem9ec>



新型コロナウイルス問題

この間の動きについてお知らせします。

●国・自治体の動き

◆6月末までに自粛？自治体で対応に違いあり

国は、5月末に緊急事態宣言を全国で解除し、感染予防に注意しながら原則として保育所を開所するよう求めました。ただし、感染防止のために引き続き登園を控えることが可能な家庭には協力の要請もできるとしていますが、要請するかどうかの判断は市区町村に任されています。

感染者ゼロの岩手県盛岡市では、家庭での保育協力の要請を5月27日には終了し、日割り計算する保育料減免も終了しました。

最後に宣言が解除された8都道府県のうち、東京都を除く7道府県の県庁所在地で見ると、さいたま市・千葉市は5月末で自粛要請期間を終了、札幌市・横浜市は6月末まで自粛要請、神戸市・京都市は6月1～14日まで可能な会議り家庭保育を要請、大阪市は6月1日以降自粛要請はしないが家庭保育の協力を要請、と様々です。

東京都の場合、23区をはじめ多くが6月末まで自粛要請を継続していますが、中には6月1日

から通常保育（八王子市）、6月19日から通常保育（目黒区）、という自治体もありました。

こうした違いは、感染状況の違いだけでなく、保育の保障と感染予防のバランスのとり方の違いにもよるといえます。この間、学校・幼稚園のように休園にしてほしいという要望がある一方で、保育所は原則開所し必要な子どもに保育を保障すべきという声もあげられています。また、子どもの成長発達を保障する観点から考えることも必要です。さらに、感染状況に応じて園や地域ごとに対応を変える必要もあり、単純に判断を統一できるものではないといえます。今後、どのような対応が必要か、実態をもとに、検討していくことが求められています。

◆公定価格の取扱いについて、「通知」出される

6月17日付で、厚労省・文科省・内閣府連名の通知が、都道府県あてに出されました。

この間、公定価格等の支給を通常どおり受けているにもかかわらず「職員に対する賃金を減額して支払う事案がある旨、報道や国会における議論の中でご指摘をいただいた」として、公定価格の取扱いについて整理しています。主な内容は、以下の通り（詳細は同封資料参照）。

- ・公定価格は通常通り算定すること
- ・人件費は、通常通り支出すること
- ・公定価格が適正に支出されているか指導監査の対象となること

◆新型コロナ感染症緊急包括支援交付金

通常国会閉会間際に成立した第2次補正予算で、児童福祉施設等への「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」が設けられました。実施主体は都道府県、4月にさかのぼって適用されます(下図参照、厚労省HPより)。

保育所に直接かかわるのは、下図の事業内容の(2)(3)です。(2)備品への支援と(3)感染症対策をしながら事業を継続するための経費とをあわせて、1施設当たりの補助基準額が50万円です。1次補正予算でも感染拡大防止対策に係る支援として上限50万円が組み立てられ、今回の2次補正予算の50万円とあわせて、1施設最大で100万円の補助となる見込みです。対象施設は、保育

所等以外に、放課後児童健全育事業や延長保育事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、病児保育事業等も、1施設とみなされます。

補助の対象となるのは(2)は物品購入、(3)は「研修受講」「かかり増し経費」です。「かかり増し経費」の内容は、①勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、給与規程等に基づき職員に支払われる手当の他、非常勤職員を雇上した場合の賃金、②感染防止対策の一環として職員個人が必要とする物品等の購入支援、です。50万円の配分は、備品が充足している場合は、かかり増し経費に全額を充てるなど、機械的に配分せず実情に応じた配分が可能とされています。ただし、この補助金を職員への慰労金支給に使うことはできない、とされています。

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援

令和2年度第二次補正
予算案：452億円

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

目 的

児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、各種支援を行う。

事業内容

(1) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円

【実 施 者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】 (3)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実 施 者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費(研修受講、かかり増し経費等)

【補助基準額】 (2)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実 施 者】 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業
※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施



(4) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関(保健所・医療機関等)との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

【実 施 者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【対象施設等】 児童養護施設等



※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所(一時保護委託施設含む)、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所(一時保護委託施設含む)

※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県 【補助割合】 10/10

◆緊急事態措置解除後の保育について

厚労省は、6月16日付け事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第六報）」を発出し、感染予防をしつつ活動や場面に応じた対応を求め、プール活動や熱中症予防対策等、今後の保育の場面で注意すべき事項をあげています※。

プール活動での感染予防策については、プールの水質が適切に管理されていれば、プールの水を介した感染リスクは低いとしています。水質管理を徹底しつつ、プール活動中の人数を減らして密集を避けたり、活動前後も密集しないように時間差をつける等の工夫が考えられるとしています。

事務連絡にもあるように、活動や場面に応じた保育の内容や方法を検討するのは当然ですが、保

育では、子ども同士や子どもと大人が密接にふれあうことは避けられません。また、感染が疑われる場合や発熱等でも、隔離できる施設がなかったり、対応する看護師も必置ではありません。こうした実態が改善され、施設や職員配置数等に余裕ができれば、お昼寝や食事の際に間隔を広くとったり、密集を避けて少人数での活動も可能になります。保育所・職員としては、感染症対策を徹底すると同時に、現在の面積基準や職員配置基準が低すぎる実態とその見直しを求めていくことが必要です。

※厚労省の情報は「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」にてご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

●各地の動き

◆コロナ禍での現場の状況

7月以降はほとんどの地域が、通常の保育体制に戻るものと思われます。緊急事態宣言下で、各地域や法人・園によって、様々な対応を模索されたことと思いますが、今後、予想される第2第3の感染拡大を念頭に、この間の対応やその中で見えてきた問題点・改善課題等を整理する必要があります。そうした内容を、職員だけでなく、保護者とも共有し、保護者からの意見も含めて今後に活かしていきましょう。

月刊『保育情報』6月号には、会員園から、「コロナ危機下での『現場からの発信』」として、現場の状況や切実な要望がまとめられています（神奈川・あおぞら谷津保育園。資料同封）。

各園・法人で、コロナ禍での保育園の実態や運営についてまとめると同時に、近隣の園や園長会などで問題意識を共有することが今後の力になります。

◆一時預かり事業等の減収問題

持続化給付金の支給が決定

コロナ関係の中小法人、個人事業者のための『持続化給付金』が取れました。

当法人では、「一時預かり事業」を実施していて、5月の利用収入が4分の1に落ち込んだので申請したところ、3週間ほどの審査で、200万円の給付がありました。

三重・(福)鈴生会 理事長 山中幹雄

3頁で紹介した通知では、公定価格等以外の収入（地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料）が減収した場合は、雇用調整助成金等の活用などを通じて、地域子ども・子育て支援事業等の職員にできる限り通常どおりの賃金を支払うことが望ましい、とされています。職員の給与・雇用を保障しつつ事業を継続していくために、持続化給付金や雇用調整助成金も活用しましょう。

また横浜市では、コロナによる一時預かり事業の減収に対し支援を検討（補正予算案を議会で審議中）する動きでも出ています。

連載 第27回

職員会議のくふう

神奈川・(福)神奈川労働福祉協会
上永谷保育園

<はじめに>

上永谷保育園は2013年4月に横浜市立上永谷東保育園の民営化を受託しスタートしました。駅から徒歩15分ほどの静かな住宅街の中に位置していますが、住宅密集地とは少し距離があるためか、人通りも少なく近隣の方からは温かく見守っていただいています。

<園の概要>2020年4月現在

【園児数】現員66名(定員68名)

1歳児8名(3名)、2歳児10名(7名)

3歳児13名(19名)、4歳児17名(19名)、5歳児18名(20名)

【職員数】26名

園長1名 主任2名(主任保育士1名、主任栄養士1名) 事務員1名(正規)

保育士17名(正規8名、パート4名、派遣5名)

保育補助:5名うち1名子育て支援員(パート)

栄養士:1名(正規) 調理師:1名(定年再雇用)

<話し合う事の大切さ>

運営移管前年の1年間は引継ぎ期間として、園長予定者、主任予定者が公立の職員と一緒に保育を進めていきました。できる限り子ども達に影響の少ない形での移管を心掛け、保育内容や行事、運営から備品まで、あらゆる引継ぎを行い、毎回会議形式で確認していきました。園が違うところなんにも変わるものかと思うほど、私自身が今まで経験して来た保育の進め方とは違っていた為、これからどのように共通理解を持って保育を進めていくかが課題でした。

そんな1年間を経て、いよいよスタートの2013年度。

法人からの転勤者、新規採用者、公立からの転職者等、様々な経験の職員が集まりました。日々の保育は、移管前からいた保育士が「ここはこうしていたよ」と節々で様子を伝えてくれていたが、だからこそ、それぞれの感覚で進めていることが多くありました。しかし、保育内容の一致を図ろうにも職員会議は行事計画を確認する場になってしまい、子どもを見る視点や保育士の連携、日々の保育の注意点等を議題としてあげると、「園長や主任からの伝達」といった受け取りになり、共通理解として具体的に話し合う事が出来ていませんでした。今、振り返ると各々、クラスの事で手一杯で、日々の保育での悩みや困り事を解消するのに精一杯だったの事に加え、私自身も発信する方にばかり着目していて、同時進行で起きている個々の出来事を解決していくための場づくりや話せる関係づくりが足りていなかったと感じています。

<現在の会議の様子>

現在、移管して8年目に入りますが、以下の会議を中心に話し合う場を持っています。

○職員会議(月1回2時間 日中または17:30～正規職員全員参加)

○カリキュラム会議(月1回2時間 日中または17:30～正規職員全員参加)

○乳幼児部会議(月数回、日中1～2時間程度 各クラス担任、関係するフリー職員が参加)

○ミーティング会議(毎日13:00～13:15 各クラス、給食、事務所から代表者が参加)

上永谷保育園では、7:00～20:00までのシフトを全体で組んでいるため、朝夕の時間帯で1歳児から5歳児までが合同で過ごす時間があったり、担任以外の職員が受け入れることが多くありま

す。そのためミーティング会議では、日中の各クラスの様子を伝達し合い、午後の保育や翌日の受入れがどの職員であっても対応できるように情報共有の場としています。自分のクラスの事なら話しやすいこともあり、具体的なこどもの姿が報告されています。また、その日の保育で対応に困ったことや活動計画の相談などが上がり、参加しているほかの職員からアイデアやアドバイスが出てきて盛り上がる日もあります。15分ほどという気安さもあって、少人数の中で気軽に話せる場となってきています。また、ミーティング会議に参加できなかった職員は、終了後回覧される会議録を必ず確認しておくという約束になっており、「知らなかった」、「分からない」がないようにしておく役割を持ちます。保育に責任を持って当たるという意識付けの一端にもなっています。

＜緊急事態宣言下の状況から＞

緊急事態宣言の発令で保育園の登園自粛になった期間、登園児数も一桁になることが続きました。職員も在宅勤務などで、通常とはかなり違う状況の保育が要求される時期でした。体制の変更や保育の打合せは随時行われていましたが、ミーティング会議は休会状態でした。そろそろ登園児数も増えていくかなと思われた5月末、ちょっとした勘違いから事故が起きました。幸い大事には至らずに済みましたが、普段だったら気付けることに気づけなくなっていたことに職員みんながショックを隠せませんでした。すぐに対応策を話し合い、これまでの状況を振り返り、再度確認していくポイントを一覧にしていきました。そして、その話し合いの中で、「ミーティング会議を行っていたら防げたかもしれない」という意見が出されました。当たり前の事がその日その日きちんと行われていく事で、事故防止や危険回避、様々な

抑止として機能していたんだと痛感した出来事でした。

様々な年齢や経験を持つ職員が集まる上永谷保育園では、お互いの保育観を十分共有していく事も課題です。お互いを気に掛けるあまり言葉が多くなってしまったり、反対に「言われた」という思いが強くなってしまいう事が多く、ぎくしゃくして保育そのものが上手くいかない状況が続くこともありました。そのために始めたのが、「保育のニヤリホット」を見つけようというもの。法人の姉妹園がやっていたのを監査の際に耳にしたのが始まりでした。その後、職員会議の中で出してみると、「そういえば先日…」と一人の保育士が話し出したのを切っ掛けに、「今日は〇〇ちゃんがこんなことに気付いた」「こんなことが面白かったみたいで、ずっと挑戦していた」等々、次々と子ども達の素敵な視点の報告がされました。会議も終盤のほんの10分程度でしたが、その出された姿をみんなで微笑ましく笑い合ったり、「そんなことが分かるようになっただね」と感心したりして、言葉通りニヤリとしてホッとしたりしたひと時でした。新人もベテランも同じようにこどもの姿を聞き、視点を共有していく事で、「こどもの姿」をどう見るかが学んでいける機会になったらと期待しています。

会議の持ち方は園によって様々だと思いますが、上永谷保育園では子ども達が笑顔で過ごせる事、時にはチャレンジや失敗の経験もできる事、みんなで成長を喜び合えることを大事にするため、保育士や給食職員みんなで、こどもの話ができる場にしていく事が目標です。そのための良い方法をこれからも色々試しながら、探していきたいと思います。

文責：上永谷保育園園長 小石川裕美

お知らせ・今後の予定

●総会について

議案書を郵送でお送りしています。ご意見を、FAX かメールにて、7月10日までにお寄せください。

ご意見をまとめて、再度、会員のみなさんにお返しし、総会にかえます。

<総会に関するスケジュール>

6月末：議案書送付

→ご意見等を7月10日までに

7月中旬：寄せられたご意見を三役会・役員会で論議

8月初旬：まとめを発信

※2020年度会費請求は例年通り、7月初旬に行ないます。7月中の納入をお願いいたします。

●合研集会

8/8「WEB 合研」開催

福島での52回合研集会は中止ですが、8月8日にインターネットを活用した企画「WEB 合研」が開催されることとなりました。

○日時

8月8日（土）13:30～16:00 ライブ配信
(インターネットを使用しパソコン・スマホで視聴)

8月9日（日） オンデマンド配信予定

○内容(予定)

シンポジウム「コロナの中で見えてきた保育・子育ての課題と大切にしたいこと」

ライブメッセージ 「いま、保育の現場は」 他

○参加費無料

ぜひ、各園で、保護者も誘って一緒にご覧ください。

2020 経営研究セミナーで
心に残ったこの一言！

私たちの 大事な 語り合いの場

合研や保育運動について語っていた
大宮勇雄さんの言葉です。

(岐阜・副園長)

【経営懇・活動日誌】5～6月

○5月25日ウェブ三役会／総会を書面にて行うこととしたため、議案書の論議を行なう。

○6月13日全保連常幹・合研常任会議／合研応援募金や今後の企画について、保育条件改善の運動について。ZoomでのWeb会議。

○6月15日役員会／Web会議で役員会を開催。総会開催を断念し、議案書で開催にかえることから、議案書論議を中心に行う。各地の状況も交流。画面上とはいえ、久しぶりに顔が見えて、言葉が交わってよかった、という声多し。

○6月15～26日三役／議案書修正・加筆のために、メールや電話で連絡をとりあう。

* 同封資料 *

①6月17日通知「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」

②保育情報6月号より

「コロナ危機下での『現場からの発信』」

神奈川・あおぞら谷津保育園